

昭和二十七年政令第百四十三号

戰傷病者戰沒者遺族等援護法施行令

内閣は、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）、第三条第二項、第十二条、第十七条第一項、第二十一条第一項、第三十七条第四項、第四十二条、第四十三条、第五十条及び附則第十二項の規定に基き、この政令を制定する。

第一条 戰傷病者戦没者遺族等援護法（以下「法」と
特殊勤務の南満洲鉄道株式会社の職員に準ずる者）

洲鉄道株式会社の職員に準ずる者は、次の各号に掲げる者とす
一 もとの陸軍又は海軍の指揮監督のもとに法第二条第一項第
業務ヒ同様の業務にもつぱう從事中の次に掲げる法人の職員

業務と同様の業務に従事する
イ 華北交通株式会社
ヨ 華中鐵道株式會社

二八口
華中鉄道株式会社
滿洲航空株式会社
中華航空株式会社

中華航空機式會社
滿洲海運株式會社
青州電信電話株式會社

満洲電信電話株式會社
華北電信電話株式會社
華中電氣通信株式會社

チ 華中電気通信株式会社
リ 蒙疆電気通信設備株式

昭和十八年六月二十六日以後北方緊急軍土建事業に従事中の勤労挺身隊の隊員
三
もとの海軍の指揮監督のもとに防空、洋上監視等の軍事任務に従事中の漁船の船員

四 前三号に掲げる者と同視すべき者として厚生労働大臣が指定する者（事変地又は戦地に準ずる地域の区域及びその区域が事変地又は戦地に準ずる地域であつて

第一条の二 法第二条第三項第六号に規定する事変地又は戦地に準ずる地域の区域及びその区域が事変地又は戦地に準ずる地域であつた期間は、次の表のとおりとする。

事変地又は戦地に準ずる地域の区域	期間
一 千島列島	昭和十二年七月七日から昭和十八年五月十二日まで

二 小笠原諸島及び硫黄列島
三 南西諸島 昭和十二年七月七日から昭和十九年一月三十一日まで
昭和十二年七月七日から昭和十九年十月九日まで

四 台湾
五 伊豆七島を含む南方諸島（小笠原諸島、昭和十二年七月七日から昭和二十一年三月三十日まで）

硫黄列島及び南鳥島を除く。) (昭和十二年七月七日から昭和二十一年八月八日まで)
大華太

北緯三十八度以北の朝鮮	日和二二全ノ月ノ日
北緯三十八度以南の朝鮮	日和二二全ノ月ノ日

(法第二条第三項第六号の政令で定める勤務)（る島しょを除く）

第一条の三 法第二条第三項第六号に規定する政令で定める勤務は、もとの陸軍又は海軍部内の官衙又は特務機關における勤務とする。

第一四 法第三条第一項第一号及び第四号に規定する事変地の区域及びその区域が事変地である(事変地又は戦地の区域及びその区域が事変地又は戦地であつた期間)

事変地の区域	ついた期間は、次の表のとおりとする。
	期間

期間

事変地の区域	期間	三 もとの仏領印度支那及びその沿海	2 法第二条第一項第二号から第四号までに規定する戦地の区域及びその区域が戦地であつた期間は、左の表の通りとする。	昭和十五年九月二十三日から昭和十六年十二月七日まで
			一 南島島、もとの日本の委任統治領であつた南洋諸島及び新南群島	昭和十六年十二月八日から昭和二十年九月一日まで
		二 中国（英國租借地である九龍半島及び香港並びに満洲を含み、台灣を除く。）	昭和十三年七月十二日から昭和十三年八月十四日まで	昭和十三年七月十二日から昭和十三年八月十四日まで
		三 もとの仏領印度支那	昭和十五年九月二十三日から昭和十六年十二月七日まで	昭和十五年九月二十三日から昭和十六年十二月七日まで
		四 ビルマ	昭和十五年九月二十三日から昭和十六年十二月七日まで	昭和十五年九月二十三日から昭和十六年十二月七日まで
		五 タイ	昭和十五年九月二十三日から昭和十六年十二月七日まで	昭和十五年九月二十三日から昭和十六年十二月七日まで
		六 英領マレイ半島	昭和十五年九月二十三日から昭和十六年十二月七日まで	昭和十五年九月二十三日から昭和十六年十二月七日まで
		七 もとの蘭領東印度諸島	昭和十五年九月二十三日から昭和十六年十二月七日まで	昭和十五年九月二十三日から昭和十六年十二月七日まで
		八 英領ボルネオ	昭和十五年九月二十三日から昭和十六年十二月七日まで	昭和十五年九月二十三日から昭和十六年十二月七日まで
		九 ニューギニア島	昭和十五年九月二十三日から昭和十六年十二月七日まで	昭和十五年九月二十三日から昭和十六年十二月七日まで
		十 ピスマルク諸島	昭和十五年九月二十三日から昭和十六年十二月七日まで	昭和十五年九月二十三日から昭和十六年十二月七日まで
		十一 オーストラリア	昭和十五年九月二十三日から昭和十六年十二月七日まで	昭和十五年九月二十三日から昭和十六年十二月七日まで
		十二 フィリピン諸島	昭和十五年九月二十三日から昭和十六年十二月七日まで	昭和十五年九月二十三日から昭和十六年十二月七日まで
		十三 ハワイ諸島	昭和十五年九月二十三日から昭和十六年十二月七日まで	昭和十五年九月二十三日から昭和十六年十二月七日まで
		十四 太平洋上及び印度洋上の島しょ（第十八号、第二十号及び第二十二号に掲げる島しょを除く。）	昭和十五年九月二十三日から昭和十六年十二月七日まで	昭和十五年九月二十三日から昭和十六年十二月七日まで
		十五 太平洋	昭和十五年九月二十三日から昭和十六年十二月七日まで	昭和十五年九月二十三日から昭和十六年十二月七日まで
		十六 印度洋	昭和十五年九月二十三日から昭和十六年十二月七日まで	昭和十五年九月二十三日から昭和十六年十二月七日まで
		十七 千島列島	昭和十五年九月二十三日から昭和十六年十二月七日まで	昭和十五年九月二十三日から昭和十六年十二月七日まで
		十八 小笠原諸島及び硫黄列島	昭和十五年九月二十三日から昭和十六年十二月七日まで	昭和十五年九月二十三日から昭和十六年十二月七日まで
		十九 印度	昭和十五年九月二十三日から昭和十六年十二月七日まで	昭和十五年九月二十三日から昭和十六年十二月七日まで
		二十 南西諸島	昭和十五年九月二十三日から昭和十六年十二月七日まで	昭和十五年九月二十三日から昭和十六年十二月七日まで
		二十一 台湾	昭和十五年九月二十三日から昭和十六年十二月七日まで	昭和十五年九月二十三日から昭和十六年十二月七日まで
		二十二 伊豆七島を含む南方諸島（小笠原諸島、硫黄列島及び南鳥島を除く。）	昭和十五年九月二十三日から昭和十六年十二月七日まで	昭和十五年九月二十三日から昭和十六年十二月七日まで
		二十三 樺太	昭和十五年九月二十三日から昭和十六年十二月七日まで	昭和十五年九月二十三日から昭和十六年十二月七日まで
		二十四 北緯三十八度以北の朝鮮	昭和十五年九月二十三日から昭和十六年十二月七日まで	昭和十五年九月二十三日から昭和十六年十二月七日まで
		（法第四条第一項の審議会等で政令で定めるもの）	昭和十五年九月二十三日から昭和十六年十二月七日まで	昭和十五年九月二十三日から昭和十六年十二月七日まで
第一条の五	法第四条第一項の審議会等で政令で定めるものは、援護審査会とする。	（法第四条第一項の審議会等で政令で定めるもの）	（法第四条第一項の審議会等で政令で定めるもの）	（法第四条第一項の審議会等で政令で定めるもの）
第二条	法第四条第二項に規定する事変地の区域及びその区域が事変地であつた期間は、次の表のとおりとする。	（法第四条第一項の審議会等で政令で定めるもの）	（法第四条第一項の審議会等で政令で定めるもの）	（法第四条第一項の審議会等で政令で定めるもの）

一 中國（滿洲、台灣並びに英國租借地である九龍半島及び香港を除く。）及びその沿海	昭和十二年七月七日から昭和十六年十二月七日まで
二 雄基洞、灰岩洞、新阿山洞及び上角山を連ねる線以東の朝鮮及び満洲	昭和十三年七月十二日から昭和十三年八月十四日まで
三 滿洲の青龍、承德、「らん」平、豐寧及び興隆の各県	昭和十三年六月八日から昭和十三年八月三十日まで
四 滿洲の薪巴爾虎右翼旗及び薪巴爾虎左翼旗のうち克魯倫河、達賴湖北端及びシリンブルデ湖を連ねる線以南の地域並びに海拉爾	昭和十四年五月十三日から昭和十四年八月三十日まで
五 滿洲の陳巴爾虎旗、索倫旗及び薪巴爾虎左翼旗のうち海拉爾河以南の地域、薪巴爾虎右翼旗並びに喜扎嘎爾旗	昭和十四年九月一日から昭和十四年九月十六日まで
六 もとの仮領印度支那及びその沿海	昭和十五年九月二十三日から昭和十六年十二月七日まで
一 南鳥島、もとの日本の委任統治領であつた南洋諸島及び新南群島	昭和十六年十二月八日から昭和二十年九月一日まで
二 中国（英國租借地である九龍半島及び香港を含み、滿洲及び台灣を除く。）	昭和十六年十二月八日から昭和二十年九月一日まで
三 もとの仮領印度支那	昭和十六年十二月八日から昭和二十年九月一日まで
四 ビルマ	昭和十六年十二月八日から昭和二十年九月一日まで
五 タイ	昭和十六年十二月八日から昭和二十年九月一日まで
六 英領マレー半島	昭和十六年十二月八日から昭和二十年九月一日まで
七 もとの蘭領東印度諸島	昭和十六年十二月八日から昭和二十年九月一日まで
八 英領ボルネオ	昭和十六年十二月八日から昭和二十年九月一日まで
九 ニューギニア島	昭和十六年十二月八日から昭和二十年九月一日まで
十 ビスマルク諸島	昭和十六年十二月八日から昭和二十年九月一日まで
十一 オーストラリア	昭和十六年十二月八日から昭和二十年九月一日まで
十二 フィリピン諸島	昭和十六年十二月八日から昭和二十年九月一日まで
十三 ハワイ諸島	昭和十六年十二月八日から昭和二十年九月一日まで
十四 太平洋上及び印度洋上の島しょ（第十九号、第二十号及び第二十二号に掲げる島しょを除く。）	昭和十八年五月十三日から昭和二十年九月一日まで
十五 太平洋	昭和十九年二月一日から昭和二十年九月一日まで
十六 印度洋	昭和十九年三月二十日から昭和二十年九月一日まで
十七 大西洋	昭和十九年十月十日から昭和二十年九月一日まで
十八 千島列島	昭和十九年十月十日から昭和二十年九月一日まで
十九 小笠原諸島及び硫黄列島	昭和十八年五月十三日から昭和二十年九月一日まで
二十 印度	昭和十九年十月十日から昭和二十年九月一日まで
二十一 南西諸島	昭和十九年十月十日から昭和二十年九月一日まで

2 法第四条第一項に規定する戦地の区域及びその区域が戦地であつた期間は、次の表のとおりとする。	昭和十二年七月七日から昭和十六年十二月七日まで
戦地の区域	昭和十二年七月七日から昭和十六年十二月七日まで
一 南鳥島、もとの日本の委任統治領であつた南洋諸島及び新南群島	昭和十六年十二月八日から昭和二十年九月一日まで
二 中国（英國租借地である九龍半島及び香港を含み、滿洲及び台灣を除く。）	昭和十六年十二月八日から昭和二十年九月一日まで
三 もとの仮領印度支那	昭和十六年十二月八日から昭和二十年九月一日まで
四 ビルマ	昭和十六年十二月八日から昭和二十年九月一日まで
五 タイ	昭和十六年十二月八日から昭和二十年九月一日まで
六 英領マレー半島	昭和十六年十二月八日から昭和二十年九月一日まで
七 もとの蘭領東印度諸島	昭和十六年十二月八日から昭和二十年九月一日まで
八 英領ボルネオ	昭和十六年十二月八日から昭和二十年九月一日まで
九 ニューギニア島	昭和十六年十二月八日から昭和二十年九月一日まで
十 ビスマルク諸島	昭和十六年十二月八日から昭和二十年九月一日まで
十一 オーストラリア	昭和十六年十二月八日から昭和二十年九月一日まで
十二 フィリピン諸島	昭和十六年十二月八日から昭和二十年九月一日まで
十三 ハワイ諸島	昭和十六年十二月八日から昭和二十年九月一日まで
十四 太平洋上及び印度洋上の島しょ（第十九号、第二十号及び第二十二号に掲げる島しょを除く。）	昭和十八年五月十三日から昭和二十年九月一日まで
十五 太平洋	昭和十九年二月一日から昭和二十年九月一日まで
十六 印度洋	昭和十九年三月二十日から昭和二十年九月一日まで
十七 大西洋	昭和十九年十月十日から昭和二十年九月一日まで
十八 千島列島	昭和十九年十月十日から昭和二十年九月一日まで
十九 小笠原諸島及び硫黄列島	昭和十八年五月十三日から昭和二十年九月一日まで
二十 印度	昭和十九年十月十日から昭和二十年九月一日まで
二十一 南西諸島	昭和十九年十月十日から昭和二十年九月一日まで

二十二 伊豆七島を含む南方諸島（小笠原諸島、硫黄列島及び南鳥島を除く。）	昭和二十年四月一日から昭和二十一年九月一日まで
二十三 樺太、北緯三十八度以北の朝鮮及び満洲	昭和二十年八月九日から昭和二十一年九月一日まで
第二条の二 法第七条第三項及び第六項に規定する政令で定める地域は、次の各号に掲げる地域とする。	（法第七条第三項及び第六項の政令で定める地域）
一 本邦	（法第七条第三項及び第六項第一号の政令で定める勤務）
二 樺太	（法第七条第三項及び第六項第一号に掲げる者の昭和二十年八月九日前における軍事に関する業務以外の業務に関する勤務）
三 千島列島	（法第七条第十項の政令で定める勤務）
四 朝鮮	（法第七条第三項及び第六項第一号に掲げる者の昭和二十年八月九日前における軍事に関する業務以外の業務に関する勤務）
五 満洲	（法第七条第三項及び第六項第一号に掲げる者の昭和二十年八月九日前における軍事に関する業務以外の業務に関する勤務）
六 台湾	（法第七条第三項及び第六項第一号に掲げる者の昭和二十年八月九日前における軍事に関する業務以外の業務に関する勤務）
第三条 恩給法（大正十二年法律第四十八号）若しくは旧恩給法の特例に関する件（昭和二十一年勅令第六十八号）又は旧未復員者給与法（昭和二十二年法律第八十二号）、法若しくは未帰還者留守家族等援護法（昭和二十二年法律第六十一号）の規定により傷病賜金又は障害一時金を受けた者が、同一の事由によって障害年金の支給を受ける場合においては、当該傷病賜金又は障害一時金の額の七十二分の一に相当する額に、四十八月から、傷病賜金又は障害一時金を受けた月から起算して障害年金を受ける権利を有するに至つた月までの月数を控除した残月数を乗じて得た額に達するまで、障害年金の支給額の五分の一に相当する額を障害年金の額から控除するものとする。	（障害年金又は障害一時金の額の控除）
2 旧未復員者給与法又は未帰還者留守家族等援護法の規定により障害一時金を受けた者が、同一の事由によつて法の規定による障害一時金の支給を受ける場合においては、支給を受けた障害一時金の額の十八分の一に相当する額に、十二箇月から障害一時金を受けた月から起算して法の規定による障害一時金を受ける権利を有するに至つた月までの月数を控除した残月数を乗じて得た額を、法の規定による障害一時金の額から控除するものとする。	（障害年金又は障害一時金の額の控除）
第四条 削除	（国債の譲渡及び担保権の設定）
第五条 法第三十七条第二項の規定により発行する国債について譲渡又は担保権の設定をすることができるのは、左の各号の一に該当する場合に限る。	（国債の譲渡する場合）
一 國に譲渡する場合	（地方公共団体に対し担保権を設定する場合）
二 地方公共団体に対し担保権を設定する場合	（財務省令で定める者に対し担保権を設定する場合）
三 財務省令で定める者に対し担保権を設定する場合	（障害年金等の支給期月）
第六条から第九条まで 削除	（障害年金等の支給期月）
第十条 法第四十三条第一項に規定する政令で定める期月は、毎年一月、四月、七月及び十月とする。	（法第四十三条第一項に規定する政令で定める期月は、毎年一月とする。）

(障害年金の請求等に係る経由)

第十二条 障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金又は弔慰金に関する請求（法第十六条第一項（法第三十三条において準用する場合を含む。）の規定に基づくものを除く。）、法第二十六条第四項及び法第三十六条第二項の規定に基づく申請並びに法第三十二条の四第二項（法第三十条の二において準用する場合を含む。）及び戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第五十一号）附則第八条第二項の規定に基づく届出は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長（特別区の区長を含む。）又は都道府県知事を経由して行わなければならない。

（都道府県が処理する事務）

第十二条 法に定める厚生労働大臣の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、都道府県知事が行うこととする。

一 障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金及び弔慰金に関する請求書等（法第十六条第一項（法第三十三条において準用する場合を含む。）の規定に基づく請求に係る請求書を除く。）の受理に関する事務
二 障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金及び弔慰金を受ける権利の裁定に必要な調査に関する事務

（事務の区分）

第十三条 前二条の規定により都道府県が処理することとされている事務及び第十二条の規定により市町村（特別区を含む。）が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附 則 抄

1 この政令は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日から適用する。

2 支給期月が昭和二十八年四月である障害年金の歳出の会計年度所属区分は、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第二条第一号の規定にかかわらず、当該期月に支払うべき

障害年金の額の計算の基礎となつた期間の属する年度とする。

3 法附則第七項の者が、同項の規定によつて停止すべき船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による障害年金又は遺族年金の支給を受けた場合には、当該障害年金又は遺族年金の額（遺族年金については、法附則第七項の規定により停止すべき部分の額）に相当する額を、同一の事由によりその者に支給すべき障害年金、遺族年金又は遺族給与金の額から控除して支給するものとする。

附 則（昭和二八年二月二日政令第一〇号）

この政令は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日から適用する。

附 則（昭和二八年八月一四日政令第一九二号）

この政令は、公布の日から施行する。

1 この政令中第一条の改正規定は、弔慰金に関しては、昭和二十七年四月一日から、障害年金及び遺族年金に関しては、昭和二十八年四月一日から適用する。

2 この政令中第三条及び第四条の改正規定は、昭和二十八年八月一日から適用する。

3 改正後の第四条の二の規定は、厚生大臣が国立保養所に収容した者の昭和二十八年四月一日からの在所について、適用する。

附 則（昭和二九年四月二二日政令第八四号）抄

この政令は、公布の日から適用する。但し、この政令によ

る改正後の第四条の三の規定は、昭和二十七年四月一日から適用する。

附 則（昭和三〇年八月三一日政令第二一一号）

この政令は、昭和三十年十月一日から施行する。但し、この政令による改正規定は、弔慰金に関しては、昭和二十七年四月一日から、第一条の改正規定は、弔慰金に関しては、昭和二十七年四月一日から適用する。

附 則（昭和三〇年一二月二九日政令第三三四号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三三年六月三〇日政令第一九七号）抄

（施行期日）
1 この政令は、昭和三十四年一月一日から施行する。ただし、第十二条第一項の改正規定中「もとの海軍に属していた軍人軍属に係るもの」を削る部分は、昭和三十三年十月一日から施行する。

附 則（昭和三五年八月一日政令第二二三号）抄

（施行期日）
1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三七年九月二九日政令第三九一号）

（施行期日）
1 この政令は、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の施行の日（昭和三十七年十月一日）から施行する。

2 この政令による改正後の規定は、この政令の施行前にされた行政の处分その他この政令の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この政令による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この政令の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この政令の施行後も、なお従前の例による。この政令の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの政令の施行前に提起された訴願等につきこの政令の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この政令の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができる事ととなる处分に係るものは、この政令による改正後の規定についても、同法による不服申立てとみなす。

附 則（昭和三八年五月二日政令第一五七号）抄

（施行期日）
1 この政令は、昭和三十八年十月一日から施行する。

附 則（昭和三八年五月二日政令第一五七号）抄

（施行期日）
1 この政令は、昭和三十八年十月一日から施行する。

附 則（昭和三八年十月一日政令第二二二号）

（施行期日）
1 この政令は、昭和三十八年十月一日から施行する。

附 則（昭和三九年三月三十日政令第二二二号）

（施行期日）
1 この政令は、昭和三九年三月三十日から施行する。

附 則（昭和三九年十月一日政令第二二二号）

（施行期日）
1 この政令は、昭和三九年十月一日から施行する。

附 則（昭和三九年十一月一日政令第二二二号）

（施行期日）
1 この政令は、昭和三九年十一月一日から施行する。

附 則（昭和三九年十二月一日政令第二二二号）

（施行期日）
1 この政令は、昭和三九年十二月一日から施行する。

附 則（昭和三九年一月一日政令第二二二号）

（施行期日）
1 この政令は、昭和三九年一月一日から施行する。

附 則（昭和三九年二月一日政令第二二二号）

（施行期日）
1 この政令は、昭和三九年二月一日から施行する。

4 前項の者には、その者が遺族給与金の支給を受けることができる間、同一の事由による後順位者としての遺族年金は、支給しない。

族等援護法を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる日又は月は、それぞれ、同表の下欄に掲げる日又は月とする。

附則第三項の者が準軍属たるによる障害年金又は遺族給与金を受ける権利を失うとともに軍人軍属たるによる障害年金又は遺族年金を受ける権利を取得した場合には、その取得した権利の裁定がある日の分までの分として支給せられたるによる障害年金又は遺族給与金は、軍人軍属たるによる障害年金又は遺族年金の内払とみなす。

の行政令に於ける所によれば、被災者としての有効性を受ける権利を有するに至った者で、而して同一の事由による遺族給与金を受ける権利を有する者があるものに支給する遺族年金の額を算出する場合には、遺族援護法第二十六条第一項第一号及び第二号中「七万一千円」とあるのは「七万一千円から遺族給与金の額に相当する額を控除した額」と、戦傷病者・戦没者・遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第百十五号）附則第四項中「六万一千円」とあるのは「六万一千円から遺族給与金の額に相当する額を控除した額」と、同法附則第六項中「五万一千円」とあるのは「五万一千円から遺族給与金の額に相当

する額を控除した額」と読み替えるものとする。

十四条第五項から第七項までの規定の適用により弔慰金を受ける権利を取得した場合におけるこの政令による改正後の遺族援護法施行令第一条の四の規定の適用により支給する当該死亡した者に係る軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族たるによる弔慰金については、遺族援護法第三十

8 第一条の規定の施行の際現に遺族給与金を受ける権利を有する者で、この政令による改正後の貴族受給者並行令第一の四の規定により同一の事由による元領主者にしての貴族受給者の支

遣族援護法施行令第一條の四の規定によつては同一の事由による外順位者としての遺族年金の支給を受ける権利を有する者が至つたものに支給する遺族給与金については、法律第七十四号による改正後の遣族援護法第二十三条第二項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

（施行期日） 昭和三十八年十一月一日政令第三百九号

第十条 法附則第二十一項の規定によりなお効力を有する法による改正前の戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号)第十九条及び第二十条に規定する厚生大臣の権限の委

任に関しては、この政令による改正前の戦傷病者戦没者遺族等援護法施行令第十一條の規定は、なお、その効力を有する。

の管理に属する行政府である身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する援護の実施機関がした処分に係る不服申立てについては、この政令による改正前の戦傷病者戦没者遺族等援護法施行令第十一第四項又は第五項の例による。

附則（昭和三九年七月九日政令第一四〇号）抄
（施行期日）

1 この政令は昭和三十九年十月一日から施行する。ただし、第二条の規定（単修病者特別扶助課法施行令第二条の改正規定を除く。）は、公布の日から施行し、昭和三十九年四月一日から適用する。

（施行期日）
附 費
（昭和四十一年七月一日政令第二二六号）

（戦傷病者戦没者遺族等援護法施行令の一部改正に伴う経過措置）
この政令による戦傷病者戦没者遺族等援護法施行令第一条の二の規定の改正により障害年金、障害一時金、遺族給与金又は弔慰金を受ける権利を有するに至つた者に關し、戦傷病者戦没者遺

族等援護法を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる日又は月は、それぞれ、同表の下欄に掲げる日又は月とする。

第二十九条の二第一項

附 貝 (昭和四八年七月二四日政令第二〇七号)
この政令は、昭和四十八年十月一日から施行する。

附 則（昭和五一年六月二十四日政令第二一六号）
二の政令は、昭和五十二年十一月一日から施行する。

この政令は昭和五十二年十一月一日から施行する
附 則
(昭和五三年五月二四日政令第一〇〇号)

この政令は、昭和五十三年十一月一日から施行する。

この政令は、昭和五十五年十一月一日から施行する。

附 則（昭和五九年六月一日政令第二〇六号）
この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附 則
(昭和六二年一月一七日政令第一一六号)

この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

施行期日（西暦）

附則(平成二年六月七日政令第三〇九号)　この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

施行期日()

この政令は、内閣法の一部を改正する法律
（平成十一年一月六日）から施行する。